

全国奉仕活動・体験活動推進協議会の開催について

平成14年10月8日

1. 奉仕活動・体験活動の全国的な支援を効果的に行うよう、関係府省、全国規模の関係団体相互の連携協力関係を構築するための協議の場として、全国奉仕活動・体験活動推進協議会（以下「推進協議会」という。）を開催する。
2. 推進協議会においては、主として次の事項について協議する。
 - (1) 奉仕活動・体験活動の支援・推進について
 - 関係府省及び関係団体の連携協力の促進について
 - 関係府省及び関係団体における取組状況等についての情報交換
 - 奉仕活動・体験活動の推進に関する課題について
 - (2) その他
3. 推進協議会は、別紙に掲げる者をもって構成する。ただし、推進協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関及び関係団体の職員、外部の有識者等の出席を求めることができる。
4. 推進協議会の庶務は、関係府省の協力を得て、文部科学省生涯学習政策局社会教育課において処理する。
5. 前各項に掲げるもののほか、推進協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、推進協議会において別途定める。